

# 宮崎市議会公式インスタグラム運用ポリシー

令和3年10月25日

宮崎市議会事務局

宮崎市ソーシャルメディアの利用に関するガイドラインに基づき、宮崎市議会事務局が運用する宮崎市議会公式インスタグラム運用ポリシーを次のように定めます。

## 1 運用するソーシャルメディアの種類

Instagram

## 2 Instagram ページ名及び URL

(1) Instagram ページ名 miyazaki\_shigikai

(2) URL [http://www.instagram.com/miyazaki\\_shigikai/](http://www.instagram.com/miyazaki_shigikai/)

## 3 目的

宮崎市議会に関する情報を市民等へ発信し、宮崎市議会基本条例に定める「開かれた議会」を推進することを目的とします。

## 4 発信内容

(1) 本会議等の開催日程に関する情報

(2) その他、宮崎市議会に関する情報

(3) 宮崎市公式フェイスブックの投稿と連動した情報発信

## 5 運営者

宮崎市議会事務局 議事調査課

## 6 運用時間

4に掲げる内容を不定期に掲載することとし、掲載は原則として、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分の間に行うものとします。ただし、即時性を求められると宮崎市議会事務局が判断した場合においては、この限りではありません。

## 7 コメントの管理

### (1) コメントへの対応について

利用者からのコメント等への回答は原則として行いません。

### (2) コメントの非表示及び削除について

当ページは宮崎市議会事務局議事調査課が管理しています。当ページの運用にあたって、発信情報に関係のないコメントや以下の事項に該当すると判断したコメントは、コメントの投稿者に断りなく、非表示または削除を行う場合があります。

ア 法令等に違反する内容または違反するおそれがあるもの

イ 公序良俗に反するもの

ウ 政治、宗教活動を目的とするもの

エ 犯罪行為を助長するもの

オ 人権、思想、信条等の差別または差別を助長させるもの

カ 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つけるもの

キ 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等のプライバシーを侵害するもの

ク 本市または第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの

ケ 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの

コ 他のユーザー、第三者になりすますもの

サ 虚偽または著しく事実と異なるもの及び単なる風評や風評を助長させるもの

シ 同一ユーザーにより繰り返し投稿される同一内容のコメント

ス 有害なプログラム等

セ わいせつな表現等を含むもの

ソ 本市議会が発信する内容の一部または全部を改変するもの

タ **Instagram** の利用規約に反すると思われるもの

チ その他、宮崎市議会が不適切と認める情報及びこれらの内容を含むリンク等

### (3) アカウントのブロックについて

上記2(2)に該当するコメントを投稿したユーザーまたは **Instagram** の利用規約に反し虚偽の個人情報を提供したり、許可を得ることなく他人のアカウントを使用していると判断したユーザーは、アカウントをブロックする場合があります。

## 8 免責事項

- (1) 宮崎市議会公式インスタグラムは、掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではありません。
- (2) 運営者は、利用者が掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- (3) 運営者は、利用者が投稿した内容について一切の責任を負いません。
- (4) 運営者は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルによって、利用者若しくは第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (5) 運営者は、予告なしに掲載した情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断し、又は中止することがあります。
- (6) 本ページは、Facebook 社のシステムによって運用されています。運営者は、Facebook 社のシステム運用状況に関する質問等については一切お答えできません。また、Facebook 及び Instagram サイト、Facebook 社または第三者から提供されているソフトウェアやアプリの機能、ご利用方法、技術的な質問等に関しても、一切お答えできません。

## 9 知的財産権の取扱い

当ページに掲載している個々の情報（文章・写真・イラストなど）の著作権は、原則として宮崎市議会に帰属します。これらの情報について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合、転載の対象となる内容を改編せず、また出所を明記する場合を除き、無断で複製・転載することはできません。

## 10 運用ポリシーの変更

運用ポリシーについては、事前に予告なく変更する場合があります。

## 11 その他

この運用方針は令和3年10月25日から運用します。